

看護学テキスト NiCE 母性看護学Ⅱ マタニティサイクル（第1版第1～2刷）
最新情報に基づく補足

2015年7月 榊南江堂

最新情報に基づき、以下の箇所に補足をいたします。差し替えてのご利用をお願いいたします。
訂正後の図表は下に示します。

1. 妊娠期間の分類・区分の修正に関する訂正

- ・ 2頁, ↑4～↑1行目を以下に差し替えます


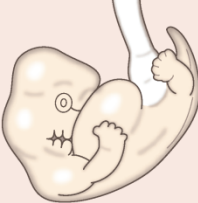



妊娠期間を3分し、妊娠13週までを「妊娠初期」、妊娠14週～27週を「妊娠中期」、妊娠28週以後を「妊娠後期」といい、英語の妊娠3半期(トライメスター)と一致する。

(この訂正に伴い本書籍中の用語「妊娠末期」は「妊娠後期」にすべて訂正となります)

・ 22 頁, 表 I-1 妊娠期の経過を以下に差し替えます

表 I-1 妊娠期の経過

* 妊娠週数は満で表し, 妊娠月数はかぞえて表す.

区分	胎児	出産	妊娠週数*	妊娠日数*	妊娠月数	胎児図 (胎児の体長, 体重)	胎児の発育				
妊娠初期	妊娠前半期	第1三半期	0週0日~0週6日	0日~6日	第1月		受精卵→桑実胚→胞胚→着床				
			1週0日~1週6日	7日~13日			胚盤・羊膜・絨毛の形成				
			胎芽	流産			2週0日~2週6日	14日~20日	第2月		視神経盤・神経溝の形成
							3週0日~3週6日	21日~27日			心鼓動が開始
							4週0日~4週6日	28日~34日			眼・耳・下肢・上肢の器官の形成開始
							5週0日~5週6日	35日~41日			頭部と体幹部の区別
	6週0日~6週6日	42日~48日	7週末で約3cm	四肢の確認							
	7週0日~7週6日	49日~55日			尾部が消失, 骨形成が始まり手足の指が発達する						
	妊娠中期	第2三半期	胎児	8週0日~8週6日	56日~62日	第3月		主な器官および器官系の形成			
				9週0日~9週6日	63日~69日			11週末で約9cm, 約20g	皮膚は赤みを増し, 少しずつ不透明になる. 額に産毛が生え始める, 四肢の動きが活発化. 男児はペニス突出(女児の生殖器は遅れて発達).		
				10週0日~10週6日	70日~76日						
				11週0日~11週6日	77日~83日	第4月		15週末で約16cm, 約100g			
				12週0日~12週6日	84日~90日						
				13週0日~13週6日	91日~97日						
				14週0日~14週6日	98日~104日						
				15週0日~15週6日	105日~111日	第5月		19週末で約25cm, 約250g			
				16週0日~16週6日	112日~118日						
				17週0日~17週6日	119日~125日						
				18週0日~18週6日	126日~132日						
19週0日~19週6日				133日~139日		胴体が頭より大きく, 頭部が身長約1/3を占める. 外性器で, 性別がわかるようになる. 呼吸様運動がみられるようになる. 飲み込んだりするような口の動きがみられる. 手足の指がはっきりする, 皮下脂肪がつき始める.					

2. 『高血圧治療ガイドライン 2014』に関する訂正

- ・ 49 頁, ↑9～↑5 行目を以下に差し替えます

高血圧治療ガイドライン 2014 では成人の血圧の正常域を以下のように分類している。

	収縮期血圧(mmHg)	かつ	拡張期血圧(mmHg)
●至適血圧	<120		<80
●正常血圧	<u>120～129</u>	<u>かつ/または</u>	<u>80～84</u>
●正常高値血圧	130～139	<u>かつ/または</u>	85～89

3. 『日本人の食事摂取基準(2015 年版)』に関する訂正

- ・ 56 頁, 表 I-28 妊婦および授乳婦の推定エネルギー必要量を以下に差し替えます

表 I-28 妊婦および授乳婦の推定エネルギー必要量 (kcal/ 日)

	身体活動レベル		
	I (低い)	II (ふつう)	III (高い)
18～29 歳	1650	1950	2200
30～49 歳	1750	2000	2300
妊婦	初期 (14 週未満)	+ 50	
	中期 (14～28 週未満)	+ 250	
	後期 (28 週以降)	+ 450	
授乳婦	+ 350		

身体活動レベル

I：生活の大部分が坐位で、静的な活動が中心の場合

II：坐位中心の仕事だが、職場内での移動や立位での作業・接客など、あるいは通勤・買物・家事、軽いスポーツなどのいずれかを含む場合

III：移動や立位の多い仕事への従事者、あるいは、スポーツなど余暇における活発な運動習慣をもっている場合

[厚生労働省：日本人の食事摂取基準(2015年版), 73頁, 2014より引用]

・ 57 頁, 表 I-29 妊娠期・授乳期における食事摂取基準を以下に差し替えます

表 I-29 妊娠期・授乳期における食事摂取基準 (1 日あたり)

	18~49 歳女性の 1 日推奨量 (一部目安量・ 目標量)	妊婦			授乳婦	解 説
		初期 (14 週 未満)	中期 (14~28 週未満)	後期 (28 週 以降)		
タンパク質 (g)	50	—	+10	+25	+20	
脂肪 エネルギー比率 (%)	目標量 18-29 歳 20 以上 30 未満 30-49 歳 20 以上 30 未満	—			—	
食物繊維 (g)	目標量 18 以上	—			—	
ビタミン A (μgRE)	18-29 歳 650 30-49 歳 700	—	—	+80	+450	過剰摂取による先天奇形の発生 予防のため, 妊娠 3 ヶ月以内の 妊婦はレバーなど含有量の多い 食品やサプリメントは避ける.
ビタミン D (μg)	目安量 5.5	+1.5			+2.5	
ビタミン B ₁ (mg)	1.1	+0.2			+0.2	野菜には, ビタミンやミネラル, 食物繊維などが含まれるが, 日 本人の野菜摂取量は, 1 日の目 標量 350 g 以上を大きく下回っ ている (20~40 歳代女性約 241~268 g). とくに緑黄色野 菜は, 葉酸, カルシウム, 鉄の 供給源となる. そのため, 緑黄 色野菜をはじめとした野菜類を 積極的に摂取する必要がある.
ビタミン B ₂ (mg)	1.2	+0.3			+0.6	
ナイアシン (mgNE)	18-29 歳 11 30-49 歳 12	—	—	—	+3	
ビタミン B ₆ (mg)	1.2	+0.2			+0.3	
ビタミン B ₁₂ (μg)	2.4	+0.4			+0.8	
ビタミン C (mg)	100	+10			+45	
葉酸 (μg)	240	+240			+100	妊娠を計画している女性や妊婦 は, 神経管閉鎖障害リスク低減 のため 480 μg/ 日の摂取が望ま れる.
マグネシウム (mg)	18-29 歳 270 30-49 歳 290	+40			—	
カルシウム (mg)	650	—			—	
鉄 (mg)	月経なし 18-29 歳 6.0 30-49 歳 6.5	+2.5	+15	+15	+2.5	妊産婦の栄養摂取状況において, 鉄が十分摂取できていない状況 にあるため, 妊婦貧血予防のた めに積極的に鉄を摂取する必要 がある.
銅 (mg)	0.8	+0.1			+0.5	
亜鉛 (mg)	8	+2			+3	
ナトリウム 食塩相当量 (g)	目標量 7.0 未満	—			—	高血圧など生活習慣病の観点か ら, 非妊娠時と同じ 1 日 7.5 g 未満とする.

[厚生労働省：日本人の食事摂取基準(2015年版), 109-337頁, 2014

厚生労働省：妊産婦のための食生活指針―「健やか親子21」推進検討会報告書, 17頁, 2006

厚生労働省：第2部第1章食生活・運動に関する状況②野菜摂取量, 平成21年国民健康・栄養調査結果の概要, 19頁, 2010
を参考に作成]

4. 『糖尿病治療ガイド 2012-2013』に関する訂正

- ・ 117 頁, ↑12～↑10 行目を以下に差し替えます
～HbA1c 値は, 6.2%未満(NGSP 値)に保たれるようにする¹⁾.
糖尿病合併妊娠の場合は, 妊娠前から HbA1c 値を 7.0%未満(NGSP 値)以下の良好な～

5. 法律に関する訂正

- ・ 237 頁, ↑7 行目を以下に差し替えます
～担当部署から新生児訪問指導(母子保健法第 11 条, ㊦415 頁の資料2)や, 乳児家庭全戸訪問事業(こ
んにちは赤ちゃん事業, 児童福祉法第 6 条)などが提供される.
- ・ 237 頁, ↑4 行目を以下に差し替えます
～雇用保険法に基づく育児休業給付金などがある.
- ・ 419 頁, 資料 9 児童福祉法(抜粋)を追加します

資料 9 児童福祉法 (抜粋)

第 6 条	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童を「要支援児童」という。出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦を「特定妊婦」という。	
第 19 条	療育指導, 小児慢性特定疾病医療費の支給	
第 21 条	乳児家庭全戸訪問事業, 養育支援訪問事業	(㊦ 237 頁)
第 22 条	助産の実施, 母子生活支援施設 など	